

# 千葉市 地域日本語教育推進計画

ことばをとおして、  
ともにまなび、ともにくらすために

---

2021年（令和3年）3月





# 目次

<b>第1章 本計画について</b> .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 多文化共生のまちづくりにおける日本語教育・日本語学習支援.....	2
参考 国の動向 .....	3
<b>第2章 千葉市における現状と課題</b> .....	4
1 千葉市を取り巻く環境 .....	4
(1) 外国人住民数の推移 .....	4
(2) 国籍・地域別外国人住民数の推移（上位5か国） .....	5
(3) 区別外国人住民の割合 .....	6
(4) 在留資格別外国人住民の区別割合.....	6
(5) 各区の外国人住民数・国籍別人数（上位10位） .....	7
2 千葉市内の日本語教育・日本語学習支援の現状.....	9
(1) 公益財団法人 千葉市国際交流協会.....	9
参考 千葉市国際交流協会開催日本語研修・講座一覧.....	10
(2) 地域における日本語教室 .....	11
(3) 地域における日本語学校 .....	11
(4) 日本語を母語としない児童生徒への日本語指導.....	12
3 千葉市の課題 .....	13
<b>第3章 千葉市地域日本語教育推進に関する実態調査結果及び課題</b> .....	14
1 千葉市地域日本語教育推進に関する実態調査.....	14
(1) 日本語教室 調査結果 .....	15
(2) 日本語学校 調査結果 .....	17
(3) 企業 調査結果 .....	18
(4) 外国人市民 調査結果 .....	21
2 調査結果に基づく課題の整理 .....	31
(1) 日本語学習機会に関する課題 .....	31
(2) 地域日本語教育に携わる人材に関する課題.....	31
(3) 各主体の連携について .....	32
<b>第4章 本計画の展開</b> .....	34
1 目指すべき姿 .....	34
2 推進体制 .....	36
3 施策の体系 .....	39
4 取組みについて .....	40
5 進捗管理 .....	41
資料 策定の経過 .....	42



# 第1章 本計画について

---

## (1) 計画策定の趣旨

本市に在住する外国人市民は年々増加しており、2020年(令和2年)3月末現在で28,525人、総人口の2.9%です。国籍別にみると中国・韓国の次に多いベトナムの増加が顕著であり、5年前から約4倍に増えています。

このような状況のもと、本市は、MICEや国家戦略特区の取組みを積極的に進め、ビジネスや生活の場として海外から選ばれる都市を目指してグローバル化に取り組んできました。また、様々な外国人市民が暮らす国際都市においては、国籍や言語、文化等の相違を互いに尊重し理解しあい、ともに楽しく、より豊かに暮らせる多文化共生社会の実現が求められます。そのため、2017年(平成29年)、多文化共生のまちづくりに向けた取組みの方向性をより明確に示し、多様性を都市の活力としていくため「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。

「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」は、「全ての市民が、国籍や言語・文化などの違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする多文化共生社会を実現することで、国際都市としてのさらなる発展を目指す」ことを基本理念としています。本市では、その実現に向け、様々な施策に取り組んでいますが、その一つに外国人市民が社会で生活していくうえで必要となる日本語能力を身に付け、あらゆる生活の場面でより円滑に意思疎通できる環境を整備することを目的とした、日本語学習支援の強化があります。

一方、国では、2019年(令和元年)6月、日本語教育の推進を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」を公布、施行しました。その基本理念として、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されなければならないことが明記され、地方自治体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策の策定及び実施に努める責務を有することが規定されました。また、この法律の基本的施策として、国内における日本語教育の機会の拡充について、外国人である幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等及び難民に対する日本語教育並びに地域における日本語教育が掲げられています。

これらを踏まえ、千葉市域における日本語教育に関わる各主体と連携して、本市の地域における日本語教育に対する方向性を明らかにした上で、本市に住む「生活者としての外国人」の日本語教育・日本語学習支援に係る取組みを総合的に進めるため、概ね5年間(令和3年度から令和7年度まで)の地域日本語教育推進計画を策定するものです。

## (2) 多文化共生のまちづくりにおける日本語教育・日本語学習支援

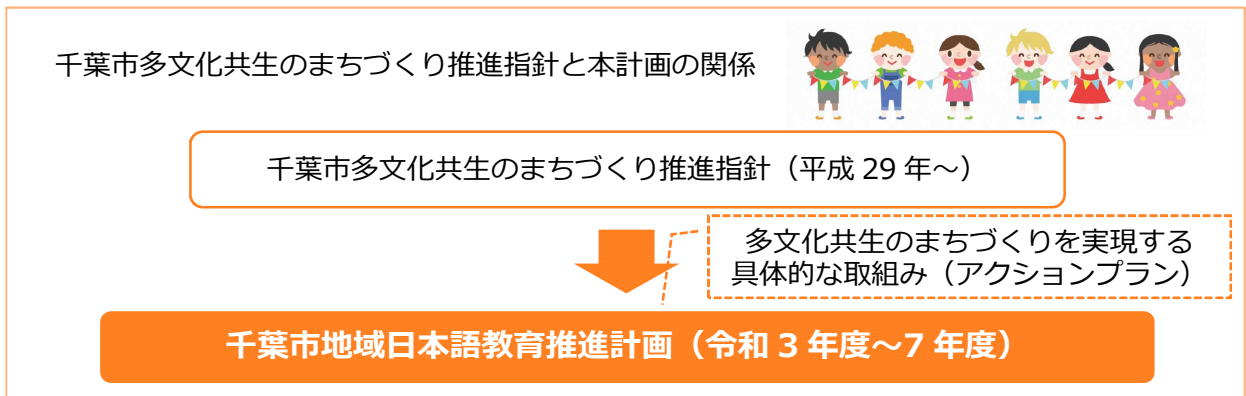
### ア 「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」と本計画

「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」では基本理念のもとに以下の3つを推進の方向性として定め、取組みを進めています。

- 方向性1 全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実
- 方向性2 違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成
- 方向性3 ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充

日本語教育の推進に関しては、方向性1で「外国人市民の自立に向けた日本語学習支援の強化」を施策の例として挙げています。また、日本語学習支援を通じて、方向性2にある「日本語交流の推進」と方向性3にある「国際交流ボランティア活動の推進」や「外国人市民と日本人市民がともに楽しむ場の創出」を実現することができます。

本計画は、本市の外国人支援はもとより、外国人市民と日本人市民の交流・協働など多文化共生のまちづくりを実現するための重点的な取組みとして、地域日本語教育の推進、学習支援環境の向上を目指して策定するものです。



### イ 千葉市における地域日本語教育・日本語学習支援

本市では、現在、公益財団法人 千葉市国際交流協会（以下「千葉市国際交流協会」という。）が地域における日本語教育に関する様々な施策を実施しています。また、地域にある日本語教室等が大きな役目を担っています。

外国人市民が増加し地域の一員となっている今、日本語教育は単なる「聞く・話す・読む・書く」のスキル習得の場ではなく、外国人市民が日本語を学ぶと同時に日本人市民が共生方法を学ぶことができる、お互いに成長しあう場となっています。

それは、本市の目指す多様性をまちの力にする多文化共生の実現に欠かせないものであり、本市の関わりが強く求められています。

## 参考 国の動向

近年、全国の在留外国人数は1990年（平成2年）の105万人から2019年（令和元年）の293万人へと約2.8倍に増加しています。この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は約6万人から約27万人へと大幅に増加しました。

国では、2019年（令和元年）の「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、2020年（令和2年）6月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を取りまとめ、日本語教育の推進の基本的な方向等が示されました。

なお、2020年（令和2年）9月に改訂された総務省の「地域における多文化共生推進プラン」の具体的な施策においても、日本語教育の推進とその体制の整備について明記されました。

### 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（抜粋）

#### 日本語教育の推進の基本的な方向

##### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

##### 2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

##### 3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

##### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

#### 日本語教育の推進の内容に関する事項

##### 1 日本語教育の機会の拡充

###### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育

###### (2) 海外における日本語教育の充実

##### 2 国民の理解と関心の増進

##### 3 日本語教育の水準の維持向上等

###### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

###### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

##### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

##### 5 日本語能力の評価

##### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

#### その他日本語教育の推進に関する重要事項

##### 1 推進体制

##### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

##### 3 基本方針の見直し